

ご契約者さま各位

## 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に係る運用について

平素より宇都宮ライトパワーの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。

経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下本事業）」に基づく負担緩和策が、2024年10月使用分をもって終了いたしました。家庭の電力使用量が最も大きい冬期の電気料金の値引きを通じて生活者及び事業者を支援するという趣旨で2025年1月使用分から同年3月使用分の電気代を値引きすることが決定されました。これにより、該当期間の値引き額は以下の通りです。値引きの適用にあたり、お客さまからのお申込みやお手続き等の必要はございません。

### ■ 1. 電気料金値引き単価と適用期間

#### □ 2025年1月ご使用分(2月検針分)～2025年2月ご使用分(3月検針分) ※1

低圧電気をご契約のお客さま : 1 kWhあたり 2.5円(税込)

高圧電気をご契約のお客さま : 1 kWhあたり 1.3円(税込)

#### □ 2025年3月ご使用分(4月検針分) ※2

低圧電気をご契約のお客さま : 1 kWhあたり 1.3円(税込)

高圧電気をご契約のお客さま : 1 kWhあたり 0.7円(税込)



※特別高圧電気をご契約のお客さまは対象外となります。

※1. 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、検針月に関わらず1月・2月のご使用分が適用期間となります。

※2. 毎月の検針日が1日（計量日1日）のお客さまについては、検針月に関わらず3月のご使用分が適用期間となります。

### ■ 2. 値引き額の確認方法

お客さまポータルサイトの「電気料金計算内訳書」にて、毎月の値引き額をご確認いただけます。

### ■ 3. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。または下記の電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

・ 資源エネルギー庁 特設サイト

[電気・ガス料金支援 | 経済産業省 資源エネルギー庁 \(denkigas-gekihenkanwa.go.jp\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp)

・ お問い合わせ窓口

電話番号：0120-013-305

受付時間：9:00～17:00（平日）

■ 4. お客さまへの電気料金請求に関するお問合せ先

宇都宮ライトパワー株式会社

〒321-0953 宇都宮市東宿郷4-2-16

H P : <https://www.miya-lightpower.co.jp/>

電話番号：090-4057-3810

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）